

岐阜県公報

第二千三百四十六号
平成二十四年五月十八日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

公安委員会告示

(治山課) 三三三

地域交通安全活動推進委員の委嘱

教育委員会訓令甲

(交通企画課) 三三六

岐阜県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令

(教育総務課) 三三六

公示

落札者等に関する公示

毒物劇物取扱者試験の実施

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

基本測量の実施

公共測量の終了

市街地再開発組合の事業計画変更認可

宅地建物取引業者の事務所不確知

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款の変更認可

運転免許取得者教育機関の認定

(情報企画課) 三三七

(業務水道課) 三三七

(商業流通課) 三三九

(用地課) 三三九

(同) 三三〇

(街路公園課) 三三〇

(建築指導課) 三三〇

(西濃農林事務所) 三三〇

(恵那農林事務所) 三三一

(運転免許課) 三三一

告示

岐阜県告示第二百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市上宝町本郷字鳴滝平二〇八二、二〇八三、二二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市久々野町小坊字トヨグチ九〇四、九〇五、九〇六（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字榎瀬四一五二の一から四一五二の三まで、四一五二の五から四一五二の

一〇まで、四一五三の一、四一五三の三、四一五三の二七、四一五三の五四、四一五

三の五五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

土岐市泉町久尻字石砂酒二四三一の一四一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市河合町稲越字尾ノ花谷八三三の五、八三三の六、八三三の四四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町市島字二ノ瀬二五六九の二、二五七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝小川字小谷洞一六六七の一七、一六六七の二九、一六六七の三一、一六七の三四、一六七六の六一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小谷洞一六六七の二七・一六六七の二九・一六六七の三一・一六六七の三四・一六七六の六一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市和良町三庫字毛マラ九八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したため、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

委嘱した委員

| 活動区域 | 氏 名 | 住 所 | 委嘱年月日 |
|---------------|-------|---------|----------------|
| 大垣警察署 管轄区域 | 高 木 功 | 大垣市赤坂新町 | 平成二十四年 五月一日 |

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

事務 局 一 般
各 教 育 機 関

岐阜県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年五月十八日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋

嶺

岐阜県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会継情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項を次のように改める。

電子署名の職署名の種類は、次のとおりとする。

- 一 知事署名
 - 二 教育委員会委員長署名
 - 三 教育長署名
 - 四 教育長職務代理者署名
 - 五 教育次長署名
 - 六 総合教育センター長署名
 - 七 課長の署名
 - 八 現地機関等の長の署名
- 第四條第一項の表岐阜県権限者署名、知事署名、教育委員会委員長署名、教育長署名、教育長職務代理者署名、教育次長署名の項中、「岐阜県権限者署名」を削る。
- 第七條第三項中、「岐阜県権限者署名又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十四年五月十八日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田

肇

1 特定職務の名称及び数量 岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」の機器保守及び維持管理業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成24年2月16日

4 落札者を決定した日 平成24年3月29日

5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

エヌ・ティ・エヌ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 梶馬 彰

6 落札金額 60,900,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課

(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八條第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施しますので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）第八條の規定により公示します。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田

肇

一 試験の日時

平成二十四年八月十七日（金）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

各務原市那加桐野町五丁目六十八番地 東海学院大学東キャンパス

三 試験の種類

次のうちいずれか一つを選んで受験してください。

1 一般毒物劇物取扱者試験

- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

1 筆記試験

- (一) 毒物及び劇物に関する法規
- (二) 基礎化学
- (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（ただし、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）

2 実地試験（筆記により実施）

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（ただし、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）

五 出願書類

- 1 受験願書（氏名の記載に当たつては、本人の署名又は記名押印によること。）
一通

- 2 写真（出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 一枚

六 受験手数料

一万五百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください（消印しないこと。）。

七 願書受付期間

平成二十四年六月十一日（月）から六月二十二日（金）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

八 願書受付場所

- 1 県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）
- 2 岐阜県健康福祉部業務水道課

九 郵送による受験願書の受付

- 1 願書郵送受付期間
平成二十四年六月十一日（月）から六月二十二日（金）までの消印のあるものに

限ります。

2 願書送付先

〒五〇〇 八五七〇 岐阜県岐阜市藪田南二 一 一 岐阜県健康福祉部業務水道課

3 願書郵送方法

出願書類については「五 出願書類」のとおりです。

出願書類は角形二号の封筒に入れ、封筒には「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により提出してください。

また、一つの封筒に入れることができる出願書類は一件です。

十 受験票の送付

受験者に対して、平成二十四年八月三日（金）までに岐阜県健康福祉部業務水道課から直接受験票を送付します。

十一 合格発表

平成二十四年九月十四日（金）午前十時

試験合格者の受験番号を県庁及び県立保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲載するほか、合格者には合格証を送付します。

岐阜県庁ホームページ（業務水道課）
<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/kenko-fukushi/yakumu/>

十二 試験結果の提供

毒物劇物取扱者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

毒物劇物取扱者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成二十四年九月十四日（金）から十月十五日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、平成二十四年九月十四日（金）にあつては、午前十時から午後五時十五分まで）

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）及び県立保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

- (一) 受験票
- (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十三 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部薬務水道課（電話〇五八 二七二 八二八五）

岐阜保健所生活衛生課（電話〇五八 三八〇 三〇〇三）

岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話〇五八 二六四 一一一 内線三

五二）

西濃保健所生活衛生課（電話〇五八四 七三 一一一 内線二六九）

西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話〇五八五 二三 一一一 内線二六一）

関保健所生活衛生課（電話〇五七五 三三三 四〇一 内線三五八）

関保健所郡上センター生活衛生課（電話〇五七五 六七 一一一 内線三五三）

中濃保健所生活衛生課（電話〇五七四 二五 三一一 内線三五二）

東濃保健所生活衛生課（電話〇五七二 二三 一一一 内線三五七）

恵那保健所生活衛生課（電話〇五七三 二六 一一一 内線二五五）

飛驒保健所生活衛生課（電話〇五七七 三三 一一一 内線三四）

飛驒保健所下呂センター生活衛生課（電話〇五七六 五二 三一一 内線三五三）

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十四年五月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年五月七日

二 届出者の氏名又は名称
オリックス株式会社

三 建物の名称及び所在地
（仮称）マックスバリュ岐阜元町店

岐阜市元町一丁目一〇番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年一月七日

五 店舗面積

一、三三三二平方メートル

六 駐車場の収容台数

三五台

七 荷さばき施設の面積

五五平方メートル

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十四年五月十八日

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十四年五月二十八日から

四 作業地域

同 二十五年二月二十八日まで

下呂市

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃加茂市長職務代理者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十四年三月一日から

同 二十四年四月二十七日まで

四 作業地域

美濃加茂市蜂屋町

市街地再開発組合の事業計画変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 市街地再開発組合の名称

柳ヶ瀬通北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十年一月八日から
平成二十四年七月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所所在地

岐阜市住吉町三二番地

五 設立認可の年月日

平成二十年一月八日

六 変更の内容

設計の概要、事業施行期間、資金計画及び添付図書（事業計画書において表示する
とおり）

七 変更認可の年月日

平成二十四年五月十八日

宅地建物取引業者の事務所不確知

次の宅地建物取引業者の事務所所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり公示する。
なお、この公示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 商号又は名称 株式会社アンコーポレーション

二 事務所所在地 岐阜市白菊町六丁目四四番地

三 代表者氏名 代表取締役 安田 洙哲

四 免許証番号 岐阜県知事一（第四五一五号）

土地改良区役員退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により

公示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| | | | | | |
|---------|--------------|----|-------|----------|--------|
| 瑞穂土地改良区 | 平成 二四・四・三 | 理事 | 伊藤 由一 | 養老郡養老町瑞穂 | 一八六番地二 |
| 土地区名改良区 | 年月日任 | 役名 | 氏 名 | 住 所 | |
| 同 | 同 | 同 | 中島 憲司 | 同 | 九六八番地 |
| 同 | 同 | 同 | 辻 繁 | 同 | 二八七番地 |
| 同 | 同 | 同 | 西脇 幸広 | 同 | 九三六番地 |
| 同 | 同 | 同 | 片山 佳美 | 同 | 九〇八番地 |
| 同 | 同 | 同 | 片山 敏光 | 同 | 九一八番地 |
| 同 | 同 | 同 | 近藤 勳 | 同 | 六八八番地 |
| 同 | 同 | 同 | 近藤 清一 | 同 | 六八六番地 |
| 同 | 同 | 同 | 光野 正人 | 同 | 三五〇番地 |
| 同 | 同 | 同 | 伊藤 武彦 | 同 | 一〇三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 近藤 省吾 | 養老郡養老町大巻 | 一〇二六番地 |
| 同 | 同 | 同 | 片山 隆基 | 養老郡養老町瑞穂 | 九二九番地 |
| 同 | 同 | 同 | 森川 保男 | 同 | 二七三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 杉野 賢治 | 同 | 一一一番地 |

就任した役員

| | | | | | |
|---------|--------------|----|-------|----------|-------|
| 瑞穂土地改良区 | 平成 二四・四・六 | 理事 | 片山 竹彦 | 養老郡養老町瑞穂 | 九四三番地 |
| 土地区名改良区 | 年月日任 | 役名 | 氏 名 | 住 所 | |
| 同 | 同 | 同 | 光野 正人 | 同 | 三五〇番地 |
| 同 | 同 | 同 | 橋本 壽幸 | 同 | 五六八番地 |

| | | | | | |
|---|---|---|-------|----------|--------|
| 同 | 同 | 同 | 西脇 慎治 | 同 | 九五一番地 |
| 同 | 同 | 同 | 西脇 健司 | 同 | 九〇一番地 |
| 同 | 同 | 同 | 星田 等 | 同 | 七五番地一 |
| 同 | 同 | 同 | 近藤 弘三 | 同 | 六七三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 辻 繁 | 同 | 二八七番地 |
| 同 | 同 | 同 | 三浦 義美 | 同 | 九七二番地一 |
| 同 | 同 | 同 | 星田 昭二 | 同 | 八三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 田中 敏和 | 養老郡養老町大場 | 四一八番地 |
| 同 | 同 | 同 | 伊藤 由一 | 養老郡養老町瑞穂 | 一八六番地二 |
| 同 | 同 | 同 | 中島 憲司 | 同 | 九六八番地 |
| 同 | 同 | 同 | 近藤 勳 | 同 | 六八八番地 |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同法第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|-------------|-----------|
| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
| 中津川市西部土地改良区 | 平成二四・五・七 |

運転免許取得者教育機関の認定

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百八条の三十二の二第一項の規定により次の者を教育機関に認定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月十八日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

| | | |
|--|--|---|
| <p>(名称) 学校法人 聖徳学 園 (住所) 岐阜市柳津町高桑 一丁目一番地 (代表者の氏名) 杉山元彦</p> | <p>(名称) 学校法人 聖徳学 園 (住所) 岐阜市柳津町高桑 一丁目一番地 (代表者の氏名) 杉山元彦</p> | <p>氏名又は名称及び 住所並びに法人に あつては、その代 表者の氏名</p> |
| <p>(名称) 聖徳自動車学園 (所在地) 岐阜市柳津町東瀬 外七五七〇番地</p> | <p>(名称) 聖徳自動車学園 (所在地) 岐阜市柳津町東瀬 外七五七〇番地</p> | <p>運転免許取得者教 育に使用する施設 の名称及び所在地</p> |
| <p>(区分) 運転免許取得者教 育の認定に関する 規則(平成十二年 国家公安委員会規 則第四号) 第四条 第一号の表九の項 に掲げる課程 (名称) 企業ドライバー・ セーフティスクー ル</p> | <p>(区分) 運転免許取得者教 育の認定に関する 規則(平成十二年 国家公安委員会規 則第四号) 第四条 第一号の表一の項 に掲げる課程 (名称) 普通自動車ペーパ ー・ドライバーズ・ スクール</p> | <p>運転免許取得者教 育の課程の区分及 び名称</p> |
| <p>平成二十四年四月十 三日</p> | <p>平成二十四年四月十 三日</p> | <p>認定をした年月日</p> |

平成二十四年五月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社